

入札公告

次のとおり最低価格落札方式による一般競争に付します。

令和6年10月9日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 理事 藤野 哲也

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度甘味料及びでん粉の仕入動向等アンケート調査
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限：令和7年3月21日（金）
- (4) 納入場所：独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部
- (5) 入札方法：一般競争入札（最低価格落札方式）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者とししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは

数量に関し不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) (1) に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札実施時において、令和4・5・6年度全省庁統一資格又は独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における「役務等」の「情報処理」に登録された者であること。
- (4) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密情報保持契約を締結できる者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠して本業務を行うこと。
- (7) 平常時及び緊急時の連絡窓口を整備していること。
- (8) 契約文書及び口頭伝達（打合せ）等、全てにおいて日本語で対応できること。

3 入札関係資料の交付期間、交付場所及び問い合わせ先等

(1) 交付期間

公告日以降、令和6年10月25日（金）12時まで

(2) 交付方法

- ① (3) に記載の問い合わせ先にメールにて連絡すること。その際、法人名、連絡先及び担当者名を明記すること。
- ② 資料は原則としてメールにて送付するが、郵送での資料交付を希望する場合、「郵送希望」と明記すること。

※ 対面による資料交付は行わないものとする。

(3) 問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館1階

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部 山田、川口

Eメール johotoiawase※alic.go.jp

(※を@に置き換えること)

電話 03-3583-9272

(10時～17時、ただし、12時～13時及び土日祝日を除く)

FAX 03-3584-1246

※ 本件入札に係る説明会は、実施しないものとする。

※ 入札関係資料の交付を希望する者は、上記の問い合わせ先にメールにて連絡すること。なお、メッセージの最後に、社名、連絡先及び質問者名を記載すること。

※ 入札関係資料に質問等がある場合は、令和6年10月25日(金)15時までにメールで問い合わせすること。

※ 問い合わせへの回答は、問い合わせ内容も含め、全入札説明書交付者にメールにて共有する。

(4) 入札関係資料：入札関係資料には、以下の書類を含む。

ア 入札心得

イ 仕様書

ウ 契約書(案)

エ 機密保持契約書(案)

4 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和6年10月25日(金)17時(必着)

(2) 提出場所

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館1階

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部 山田、川口

(3) 提出方法

① 本公告の入札に参加を希望する者は、入札書を(1)の提出期限までに郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)により提出すること。事前に3の(3)の担当者宛てに必ず電話連絡し、引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により提出すること。

② 入札書は、初度入札の入札書在中の封筒に「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒に「2回」とそれぞれ記載し、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。

③ 代理人が入札を行おうとする場合は、入札心得に定める委任状を上記封筒に封入すること。

④ 入札の公平性、透明性を確保するため、入札書については密封の上、上記担当者宛に郵送等により提出すること。

※持参による提出は受け付けないものとする。

5 開札の日時及び場所等

(1) 日時

令和6年10月28日（月）16時から

(2) 場所

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

※ 1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札が無い場合、再度入札を行う。

6 入札保証金 免除

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

開札の結果、「入札心得」第6条で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2。以下「契約事務細則」という。）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要

1 0 機密保持契約書作成の要否 要

1 1 契約について

- (1) 本件業務に係る契約は、8の落札者を契約予定者とし、協議が整い次第、当機構との間で締結する。契約事務細則に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係は生じるものではない。
- (2) 契約事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。

1 2 その他

- (1) 入札に係る費用は、入札者の負担とする。
- (2) 落札者は、機構ホームページにて公表する。
- (3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うためご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結

日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する旨
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内